

1. 件名：志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（組織改正）に関する事業者ヒアリング
2. 日時：令和4年4月8日 13時30分～14時00分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本管理官補佐、片桐主任安全審査官、皆川主任安全審査官

北陸電力株式会社：

原子力本部 原子力部 原子力発電運営チーム 統括、他2名※

東京支社 副課長

#### 5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「原子力規制委員会における新型コロナウイルス感染症への対応」（令和4年3月9日 第70回原子力規制委員会配付資料）に基づき、一部対面で実施した。

#### 6. その他

提出資料：

（1）志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定の一部変更について

（2）志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定の一部変更について（説明資料）

以上

| 時間      | 自動文字起こし結果   |
|---------|---|
| 0:00:01 | はい。規制庁の片桐です。では北陸電力鹿野保安規定の変更認可申請についてのヒアリングを開始したいと思います。規制庁の片桐です。                                      |
| 0:00:11 | では事業者側から今日の資料の確認と引き続き説明の方をお願いいたします。   |
| 0:00:20 | はい。私北陸電力原子力部のスイモンと申します。私以外には原子力部からカツキと、あと近うか出ておまして計三名出席しております。よろしくをお願いいたします。                        |
| 0:00:33 | それではまず資料の確認の方からさせていただきたいと思います。資料としましては、大きく2種類ございまして右肩に資料1と書いたものと、右肩に資料2と書いた、                        |
| 0:00:48 | パワーポイント形式のものへと2種類を準備しております。   |
| 0:00:52 | タイトルはいずれも志賀原子力発電所原子炉施設保安規定の一部変更についてということで、資料2の方には、こちらの説明用として準備したものですので、括弧として説明資料というふうに記載をさせていただきます。 |
| 0:01:07 | さらに資料1の方につきましては本文のほかにですね、後ろの方に添付書類も付けてございまして、   |
| 0:01:16 | 添付1と書いたもの、それから添付2と書いたものを、   |
| 0:01:21 | それから、添付3につきましては、添付3-1と添付3-2、2種類ございます。   |
| 0:01:29 | 添付1と添付2、それから添付3-1につきましては前回のヒアリングでご提示した資料からの変更はございません。   |
| 0:01:38 | 今回新たに添付3-2というものをつけてご提示をさせていただきます。資料の方お手元を   |
| 0:01:47 | ございますでしょうか。   |
| 0:01:49 | 規制庁のカタギリ際資料は大丈夫ですので引き続き説明をお願いいたします。   |
| 0:01:55 | はい。それでは、説明の方に入らせていただきます。  |
| 0:01:58 | 説明につきましては、前回のヒアリングを踏まえて修正した箇所と、追加した資料ございますので順に説明をさせていただきます。   |
| 0:02:07 | 説明につきましては、右肩資料2と書いた説明資料の方で説明をさせていただきます。   |
| 0:02:13 | こちらの方ですけれども、前回のコメントを踏まえて、直した箇所を2ページ、2種類、  |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:02:20 | 布田課長ございます。まずですね、右肩スライドナンバー3の方をお願いいたします。資料2の右肩、齋藤さんお願いいたします。                                   |
| 0:02:30 | こちらですね、今回の人事制度見直しの背景目的、概要を記載したページでございますけれども、改定前の特別管理職の職級、それから改定後の特別管理職の職級を並べて記載しているものでございます。  |
| 0:02:46 | あと前回いただいたコメントとしましては、今回の炉主任のポイントはですね、社長直属職員やってることと、本店部長級であると。                                  |
| 0:02:56 | ということがポイントになりますので、改定前と改定後のそれぞれの職級のどれが、社長直属職位で、どれが本店部長級なのかということの紐付けをするようにということでコメントをいただいております。 |
| 0:03:12 | そして今回、直したところをご説明させていただきます。  |
| 0:03:17 | 改訂前の方につきましては、現在でございますが、特別管理職、A級から三級までございます。   |
| 0:03:25 | このA級というところにですね、経営層を直接補佐する幹部社員としておりますけれども、その補足として、社長直属職員に就くことができるということ。それから本店部長級の職級であるということ、   |
| 0:03:40 | この二つを追加をしてございます。  |
| 0:03:44 | ここでですね、職員という言葉と、職級という言葉がありまして、こちら使い分けをしておりますので、少し混乱しないように、                                    |
| 0:03:54 | ご説明をさせていただきますと、職級といいますのは、この特別管理職の旧一級、二級、三級というように、その特別管理職の                                     |
| 0:04:06 | ある種、能力水準のようなものを表す等級でございます。  |
| 0:04:11 | 一方で、職員といいますのは、今回、下にですね※の1という事で注釈を追加しました。  |
| 0:04:19 | ここで言ってる職員といいますのは、一定の職務を割り当てられた組織上の地域、またはその地域にあるものということで、括弧書きで例示しておりますが、例えば、原子力部長。             |
| 0:04:31 | 発電所と原子力、原子炉主任技術者のように、   |
| 0:04:36 | ポジションのことを示してございますところを少し使い分けながらご説明をさせていただきます。  |
| 0:04:44 | まず旧の方で、社長直属職員に就くことができるということで、   |
| 0:04:50 | つくことができるというふうに申しましたのは、  |
| 0:04:53 | 特別管理職の永久というくらいのもので、ある一定、数いるんですけれども、   |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:05:01 | 今度、社長直属職位といったときに、この職位といいますのは、例えば原子炉主任技術者も職位ですし、                               |
| 0:05:10 | あと社長直属の職員として、例えば経営企画部長ですとか、人事労務部長ですとか、本店の部長がいるんですけども、そういういわゆるポジションといいますのは、    |
| 0:05:21 | 数に限りがございます、   |
| 0:05:24 | 急であるものが、すべからく社長直属職員につくわけではないということで、社長直属職についてないと。                              |
| 0:05:33 | ついてない者もいるということで、ここの表現をつくことができるというふうにしてございます。                                  |
| 0:05:40 | ただし、本店部長級につきましては、これ本店部長級の職員であるということでここに補足として追加をしてございます。                       |
| 0:05:50 | またですね、その下、一級のところに計数を直接補佐する幹部社員ということで※の2というのを追加してございます。                        |
| 0:05:58 | 下に追加してございますが、特別管理職一級でも、一部、社長直属の本店部長の職員についても、いる者がいるという事で注釈を出させていただきます。         |
| 0:06:11 | こちらも前回のヒアリングでご説明した通りですね、一休の中にも一部、社長直属の本店部長の職員についている者がいるという実態を、書き表したものでございます。  |
| 0:06:24 | そして、これが今の現状でございます。今回の制度の見直しの背景目的になりますけれども、このスライド3ページのですね、一つ目のポチにも書いておりますけれども、 |
| 0:06:37 | 特別管理職のこの職級名称というのを、各職員に求める役割をより明確にしたものとするので、本人によりその自覚を促すと。                     |
| 0:06:46 | ということが、目的、  |
| 0:06:48 | としてございますので、   |
| 0:06:50 | これまで永久と一級のサカイがですね少し曖昧だったところを、今後、改正後につきましては、経営職一級2級ということで、社長直属職員に、             |
| 0:07:02 | つくもの、それから本店部長系については、すべて経営職一級2級というふうに表すと、                                      |
| 0:07:07 | ということにしてございます。  |
| 0:07:10 | そして改定後の方に目を移していただきまして、制度移行後でございますけれども、  |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 0:07:16 | 経営職一級、2級の補足の欄に、  |
| 0:07:20 | 社長直属職員に就くことができるという文言と、運転部長系の職員というを追加してございます。   |
| 0:07:27 | こちらも補足させていただきますと、社長直属職員、   |
| 0:07:31 | ではなくて社長直属職に就くことができると。  |
| 0:07:34 | つくことができると追加してございますのは、実はこちらの方も例外がございまして、例えばですね、現在、特別管理職、9、  |
| 0:07:45 | 見るものにつきましては、制度移行後は、経営職一級になるわけでございますけれども、   |
| 0:07:52 | 現在、旧の中でも社長直属職員についていないものは、制度以降もですね、もしポジションが変わらなければ、経営職一級でありながら、                                       |
| 0:08:03 | 社長直属職に就かない場合も、そういった場合も考えられると。  |
| 0:08:08 | ということ。あとそれからですね、あと将来の話になりますけれども、   |
| 0:08:13 | 将来、  |
| 0:08:15 | いや、社長直属の職員についていた経営職の者がですね、そのあと社長直属職員ではない、ポジションに就いた場合に、   |
| 0:08:24 | それは、上級管理職支給は一級に合格するかということ、そういった降格人事では、   |
| 0:08:31 | にはなりませんので、将来にわたって経営職でありながら、社長直属職員でないというものが出てくる可能性があるということで、ここの補足には社長直属職員に就くことができるという表現にさせていただいております。 |
| 0:08:48 | ということで、少し  |
| 0:08:50 | ややこしいお話になってしまいますけれども、炉主任につきましては、制度改定前も、制度該当への制度の改定後もですね、   |
| 0:09:01 | これまでも、これからも本店部長級の職級であり、かつ、社長直属職員に変わりはないということで道路主任の権限やですね、  |
| 0:09:13 | 土地は変わらないということで変更はないというものでございます。  |
| 0:09:18 | こちらの3ページの説明は以上であります。   |
| 0:09:21 | それから続けさせていただいて今度スライドの6ページをお願いをいたします。   |
| 0:09:27 | こちらは、組織改正に伴う組織の名称変更の部分でございます。いただいたコメントとしましてはですね、   |
| 0:09:35 | ここのスライドでは燃料部と電力取引部が合体をして組織改正後にはエネルギー取引部になると、ということ、正しい  |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:09:45 | これまで電力取引部にあった需要総括チームというのは、一番、図の一番下ですけれども、営業本部室の下にぶら下がることになります。                        |
| 0:09:56 | ここにですねその理由を書いております、※の2ということで、その下には書いてございますが、  |
| 0:10:02 | 内外無差別制のさらなる実効性確保のため、営業本部室に関するということを書いておりましたけれど、この内外無差別制という言葉がわかりにくいというコメントをいただいております。 |
| 0:10:14 | 前回ですね、ヒアリングの中には例えば  |
| 0:10:18 | 以外の差別性が確保されないという悪さがあるかということで、   |
| 0:10:23 | ご説明したことを繰り返しますと、この需要総括チームといいますのは、電力事業についての取りまとめを行っている部署でございます、前回、例示でお示ししたのが、          |
| 0:10:34 | 例えば需要があまりないということがわかったときに、この発電部門がですね、発電する量を控えて、  |
| 0:10:42 | 電力の取引価格をわざと引き上げるといったような、こういった悪いことをしているとウタガワれないようなことを、                                 |
| 0:10:51 | するためにですね、組織上もですね、明確に分けといた方がいいだろうということで、   |
| 0:10:58 | いわゆる電力、エネルギーのエネルギー取引部、こちら、いわゆる卸売部門になりますし、この営業本部といいますのは、いわゆる交流部門になりますけれども、             |
| 0:11:09 | 卸を利用する部署と交流をする部署を明確に分けておいた方がいいだろうということで、組織改正を   |
| 0:11:16 | 次、失礼しました事業総括チームについては営業本部室に移すというものでございます。  |
| 0:11:23 | 括弧書きで、内部差別性というところに括弧書きを追加してございまして、電力の卸売において、社外グループ内の合理的事業者と比して、                       |
| 0:11:34 | 自社の小売部門にのみ、有利な条件で卸売を行わないこと、これを内部差別性と言っていると、いうことで、括弧書きを追加をさせていただきました。                  |
| 0:11:47 | はい。資料2の変更箇所については以上になります。続けてですね、資料1の方に移らせていただきます。                                      |
| 0:11:55 | 資料1のまず本文につきましては、今ほど資料2でご説明したところと同じところを直してございまして、本文6分の1ページの1ポツ(1)、                     |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 0:12:07 | につきましては、資料2のスライド3と同じように修正をさせていただきます。   |
| 0:12:13 | それから、1枚おめくりいただいて6分の2ページになりますけれども、2ポツ、(1)につきましても、資料2のスライド6と同じように修正をさせていただきます。                         |
| 0:12:27 | それから、県と行きまして、添付の1につきましては前回から変更はございません。   |
| 0:12:32 | また添付2につきましても前回から変更はございません。   |
| 0:12:37 | それから、添付3-1ですけれども、前はですね添付3としてお出ししておりましたが、今回資料を追加したことにより、付番をですね、添付3-1に変更させていただきますけれども、中身については変更はありません。 |
| 0:12:54 | そして、添付3-2、こちらを新たに追加した資料になりますので、内容についてご説明をさせていただきます。  |
| 0:13:03 | こちらはですね、添付3-1の中から、今回保安規定の変更した部分を抜き抜き出しまして、   |
| 0:13:13 | 左から順番に、設置許可申請書の内容、あと本文と添付書類でございます。それから原子炉施設保安規定の内容を並べましてですね、それを比較した形にして、                             |
| 0:13:26 | 一番右側の欄には、それらの記載が整合しているかどうかの記載をさせていただきます。   |
| 0:13:34 | 色つき、或いは河川の凡例でございますが、資料の左方に書いてございますけれども、青字で下線を引いたところにつきましては、  |
| 0:13:45 | 保安規定今回変更する保安規定等関連する設置許可申請書の記載が、直接一対一で対応している箇所を青字とさせていただきます。  |
| 0:13:57 | また、赤色の下線を引いたところにつきましては、今回、保安規定の中で変更する箇所、   |
| 0:14:03 | にあっせんを、  |
| 0:14:05 | 付させていただきます。  |
| 0:14:08 | こういった資料構成とさせていただきます。   |
| 0:14:10 | まず、  |
| 0:14:12 | 添付3の13分の1ページになりますけれども、こちらは、組織改正に伴う名称変更をした箇所でございます。   |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 0:14:22 | こちら、もともと燃料部とあったところを赤の下線で聞いたところのようですね、エネルギー取引部長というふうに変更してございますけれども、               |
| 0:14:33 | 左側にある設置許可申請書の記載に抵触することはないということで、一番右の欄の記載の整合性についても、その旨を記載をしております。                 |
| 0:14:45 | 同じように、13分の2ページ、3ページ、4ページ、5ページ、6ページまで、今回、組織改正に伴う                                  |
| 0:14:56 | 変更部分を記載してございますけれども、いずれのページにおきましても、組織名称の変更だけで、設置許可との記載の不整合は起こってないということを採用してございます。 |
| 0:15:08 | 少し飛びまして、13ページ、13分の7ページをお願いいたします。こちらは原子炉主任技術者の選任のところでございます。                       |
| 0:15:20 | 今回の原子炉施設保安規定の変更のポイントは、赤の下線で引きました。  |
| 0:15:25 | 原子炉主任技術者は、特別管理職経営職以上とするというところでございます。   |
| 0:15:31 | これに対応する設置許可申請書の記載を、その左側に書いてございます。  |
| 0:15:37 | 添付書類、E-5の中にですね、炉主任の融資課、炉主任の選任配置について記載してる箇所がございまして、                               |
| 0:15:46 | 6ポツの有資格者等の選任配置のところでは青字で書いたところですが、原子炉主任技術者及び代行者は、社長が原子炉主任技術者免状を有する者から選任する。        |
| 0:15:58 | 原子炉主任技術者は、支配人以上とし、即その職務を選任するというふうに記載をしております。                                     |
| 0:16:06 | こちらですね、さっきの資料では、特別管理職永久というふうに言っておりましたけれども、こちらはですねこの文章の一番下の行にですね、書かせていただきましたが、    |
| 0:16:17 | 一番至近で許可をいただいた設置許可申請書の記載を引っ張ってきてございます。  |
| 0:16:23 | こちらは2012年の3月5日に、許可をいただいた記載でございまして、この段階では、特別管理職永久ではなくて、その前の支配人と、                  |
| 0:16:36 | いうところから、炉主任を選ぶということにしておりましたので支配人以上となっております。                                      |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



|         |   |
|---------|---|
| 0:16:42 | このためですね、その下にですねもう一つ、同じような文章を並べましたのは、現在、申請をして、まだ審査をいただいている中で、まだ許可をいただいている。       |
| 0:16:55 | 申請書の記載を抜粋してございます。それも並べて記載させていただきました。  |
| 0:17:01 | 田内の部分を読ませていただくと、青字の123行目からですが、発電用原子炉主任技術者は、支配人または特別管理職永久以上とし、その職務を選任すると。        |
| 0:17:13 | いうふうにしてございます。   |
| 0:17:15 | こちら申請しましたのは、  |
| 0:17:18 | 一番下に書いてございますが2014年の8月12日に申請をしたものでございまして、  |
| 0:17:25 | この時点では、支配人という職位のものがまだ残っておりまして、支配人または特別管理職A級から原子炉主任技術者を選任するというところで申請をさせていただきました。 |
| 0:17:39 | 現在、審査はまだ続いておりましてこの後もですね、また補正をする機械がやって参りますので、今度補正をさせていただく段階では、                   |
| 0:17:50 | ここをですね特別管理職、経営職以上とし、という形で補正をさせていただくことになると考えてございます。                              |
| 0:18:00 | はい。添付資料、添付書類5との対比でございますけれども、支配人、或いは特別管理職、A級ということで、職級の名前が違ってございますけれども、           |
| 0:18:12 | 一番右の下津に書かせていただいた通り、この今回の人事制度の見直しによって、原子炉主任技術者の権限ですとか、組織上の位置付けに変更はないと。           |
| 0:18:22 | ということで、設置許可申請書の記載等、保安規定の記載は整合しているというふうに考えてございます。                                |
| 0:18:30 | もう少し続けさせていただくとこの添付書類8というものが、左から右の列ですね、添付書類5の下に、添付書類8というものも書いてございます。             |
| 0:18:41 | こちらは、保安管理体制の中で、原子炉主任技術者も含めて、発電所の高温管理体制を構築するという記載がありましたので、こちらも関連記載として記載をしてございます。 |
| 0:18:56 | はい。それからもう一つですね、あと、前回のヒアリングの時に、片桐さんからご質問いただいた件がございまして、                           |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |  |
|---------|--|
| 0:19:06 | ここ今回当社は添付書類5と添付書類8だけ書いてるんですが、資金で強化が認可がおりた伊方の例では、添付書類10っていうのも記載していると。 |
| 0:19:19 | それについては新規制基準の適用前後で差が出ているという理解でよいかどうかというご質問いただいておりました。                |
| 0:19:27 | その場では、ご回答できなかったんですけども、その後確認しましたら、規制庁さんのご理解の通り、伊方については、申請基準適合度ということで、 |
| 0:19:45 | 添付し、失礼しました添付書類は本文15です。大変失礼しました。添付書類10と言いましたが、                        |
| 0:19:51 | 本文の15に記載があるのは新規制基準適合のだからということを確認をいたしました。                             |
| 0:19:59 | 当社も今後ですね、今新規制基準の適合性の審査をいただいているところですが、今後、許可をいただければ、                   |
| 0:20:09 | 本文の15が加わり、その中に原子炉主任技術者の記載も出されるというふうに考えてございます。                        |
| 0:20:18 | はい。それでは、今度13分の9ページ以降になりますけれども、こちらにつきましては、                            |
| 0:20:24 | 三つ目の変更点であります。用語の統一ということで、原子炉施設保安規定でいうと、第27条になります。                    |
| 0:20:35 | こちらにつきましては、04ページと4ページの記載が混在しておりまして、今回、冷温停止に記載を統一するというものでございます。       |
| 0:20:47 | 一番右の列に書いておりますけれども、用語の統一に伴う変更のみであって、設置変更許可申請書の記載と整合していると。             |
| 0:20:55 | ということで記載をさせていただきました。   |
| 0:20:58 | このように、13分の13ページまでH27条の変更箇所が続いております。                                  |
| 0:21:08 | このように添付3-2につきましては、今回変更する箇所の保安規定を抜き出して設置許可申請書と記載を見比べましたけれども、          |
| 0:21:18 | 改めて、不整合がないということを確認してございます。   |
| 0:21:22 | はい。添付3-2のご説明は以上になりまして、一通り資料の説明は以上になります。                              |
| 0:21:30 | よろしく願いいたします。   |
| 0:21:32 | はい規制庁の方にです説明ありがとうございました。では今の説明に対してコメント確認事項ありましたら、お願いします。             |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:21:55 | 規制庁皆川です。  |
| 0:21:58 | 許可との整合性で添付3-2の資料を作っていただいております。ちょっとすいません期さいだけなんですけど。                     |
| 0:22:09 | いいと思うんだ、13分の7ページですかね、記載の整合性のところで、先ほど説明いただいた通り、                          |
| 0:22:20 | テングウですかね、店ごと言語の支配人または特別管理職永久とかのところなんですけど、                               |
| 0:22:29 | 今回のその保安規定は特別管理職経営職以上なので、選ぶところの名称が異なっているんだけども考え方は変わらないので、                |
| 0:22:41 | 整合しているっていうのが、記載の整合性って書かれてるんですけど。  |
| 0:22:45 | ちょっとこの記載の考え方を教えていただきたいんですけど、前の13番の5ページとかですかね。                           |
| 0:22:58 | 体制のところ、組織のところは、No. ぷー5とか添付はちいのところの記載を見ると、                               |
| 0:23:07 | その当該許可、その組織の記載はあるけれども、当該許可時点での記載となっているため記載なしとしているみたいな形でここは              |
| 0:23:19 | 何ていうんすかね。こういうふうに整理をされていて、   |
| 0:23:23 | 13-7ページだとちょっとその整理と少し違った整理をしているのかなと思ったんですけども。                            |
| 0:23:30 | そこいかがでしょうか。   |
| 0:23:40 | 北陸電力のスイモンです。  |
| 0:23:43 | ご指摘の通りですね、13分の7ページにつきましても、13分の5ページと同じように、記載するということもあるんですけども、            |
| 0:23:55 | 今回、原子炉主任技術者のこの職級をですね、変更するというのは、今回の変更認可申請の中でのポイントではないかというふうに考えまして、       |
| 0:24:08 | ここをあえて処理、13の7ページにつきましても、添付書類5の記載をしっかりと書いて参ったというところがございます。ご指摘の通り、少しちょっと、 |
| 0:24:19 | 考え方等が合っていないと言われればその通りかなというふうに考えております。以上です。                              |
| 0:24:39 | すいませんちょっとお待ちください。   |
| 0:25:50 | 規制庁皆川です趣旨は了解しました。はい。私からは以上です。   |
| 0:26:11 | 原子力制庁の宮本です。すいません中身の話ではないんですけど、今説明していただいた資料の、                            |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

|         |   |
|---------|---|
| 0:26:20 | 添付の3-2ですね、2の今の保安規定を張りつけられた分PDFか何かで貼り付けられてると思うんだけど、            |
| 0:26:28 | ちょっと字がにじんでいてちょっと読めない箇所が結構、結構ほとんど読めない感じになっているので、               |
| 0:26:35 | これは、  |
| 0:26:36 | 直せますかねっていう質問なんですけど。   |
| 0:26:40 | 北陸電力スイモンです。大変失礼いたしました。きっちり図ですとか標語ですね、読めるように修正させてください。         |
| 0:26:53 | はいすいませんよろしくお願いします私は以上です。                                      |
| 0:27:00 | はい規制庁の方ですこちらからのコメントは以上ですので、本日のヒアリングについては終了したいと思いますどうもお疲れ様でした。 |
| 0:27:10 | どうもありがとうございました。   |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。